

トモニカード株式会社

NEWS RELEASE

徳島県徳島市昭和町一丁目 37 番地
TEL:088-624-2244

2025 年 7 月 1 日

JCB カード会員のみなさま お支払いが間に合わなかった場合に「事務手数料」をご請求させていただきます

弊社では精算手続きの簡素化に努めておりますが、カード利用料金のお支払いが間に合わなかった場合、お支払い日以降に追加で発生する事務の費用(再振替費用、事務処理費用、通信費等)が増加しております。それらの費用の一部を、お支払いが間に合わなかったお客さまにご負担いただくものとして「事務手数料」を請求いたします。

何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

事務手数料について

- ・事務手数料 440 円(税込) ※お支払いが間に合わなかった月ごと
- ・開始時期 2025 年 4 月 10 日(木) お支払い分より

(対象お支払い日の翌々月以降に請求)

- ・カードご利用代金をお支払い日に口座引き落としが出来なかった場合、もしくはお振込等による入金確認が出来なかった場合にご請求します。
- ・対象は「個人クレジットカード」「法人クレジットカード(中小企業・個人事業主向け)」になります。(一部対象外の場合があります)
- ・複数のカードをお持ちの場合、お支払い日までにご入金が間に合わなかった本会員カードまたは法人カードごとに請求します。
- ・キャッシングなど金融サービスに関する返済など、一部、本手数料の対象とならない場合があります。
- ・本手数料はポイント付与や各種キャンペーン・年会費無料条件などの対象となりません。

ご請求の例

カードのご利用代金を約定支払日までにご入金いただけなかった場合、その翌々月、または 3 カ月後に本手数料を請求します。

【例】約定支払日が 4 月 10 日の場合

6 月 10 日または 7 月 10 日に事務手数料として 440 円(税込)を請求します。

ご利用明細書での表示は「20**年 4 月請求分 事務手数料」となります。

※ご入金のタイミングによって、請求の日付が異なります。

会員規約の改定について

本変更に伴い、2025年2月28日(金)に、JCB 会員規約を改定しました。

【例】会員規約(個人用)

<第42条 費用の負担>

1. 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

追 加

2. 本会員が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当社と本会員との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用(再振替費用、事務処理費用、通信費等)の一部として、当社またはJCBが公表する金額を本会員は負担するものとし、本会員は当社の請求に基づき、当該金員を第33条に定める方法により当社に対して支払うものとします。ただし、本会員が約定支払日に支払わなかった約定支払額が金融サービスにかかるもののみによって構成される場合にはこの限りではありません。

以上